

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種法に関連する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関川村(以下「村」という。)は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

関川村長

公表日

令和4年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種は予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により各種予防接種の実施に係る事務を行う。また、任意の予防接種の助成についてその給付事務を行う。</p> <p>①予防接種の実施対象者把握と個別通知 ②予防接種台帳(接種者の履歴)の管理 ③新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対照者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 <p>その他、予防接種時に発生した事故について報告等の事務を行う。</p>
③システムの名称	住民健康管理システム ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第10, 93の2項並びに予防接種法第5条, 6条第1, 3項等 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における、ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 別表第二第16の2, 16の3, 17, 18, 19並びに予防接種法施行規則第10条等 ・番号法第19条第8項 別表第二第115の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	関川村 健康福祉課
②所属長の役職名	課長 佐藤 充代
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関川村 総務政策課 総務班 関川村大字下関912番地 TEL0254-64-1476
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関川村 健康福祉課 健康推進班 関川村大字下関912番地 TEL0254-64-1472

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	5. 評価実施期間における担当部署	課長 船山久治	課長 中東正子	事後	修正漏れによるもの
平成31年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	関川村 住民福祉課	関川村 健康福祉課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課長 中東正子	課長 佐藤充代	事後	
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課	総務政策課	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	住民福祉課	健康福祉課	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	健康介護班	健康推進班	事後	
令和3年1月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	関川村(以下「村」という。)は、予防接種法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	関川村(以下「村」という。)は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関連する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和3年1月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	予防接種は予防接種法に規定により定期化された各種予防接種の実施に係る事務を行う。また、任意の予防接種の助成についてその給付事務を行う。 ①予防接種の実施対象者把握と個別通知 ②予防接種台帳(接種者の履歴)の管理 その他、予防接種時に発生した事故について報告等の事務を行う。	予防接種は予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により各種予防接種の実施に係る事務を行う。また、任意の予防接種の助成についてその給付事務を行う。 ①予防接種の実施対象者把握と個別通知 その他、予防接種時に発生した事故について報告等の事務を行う。 ②予防接種台帳(接種者の履歴)の管理 ③新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 その他、予防接種時に発生した事故について報告等の事務を行う。	事後	
令和3年1月29日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第10項並びに予防接種法第5条等	番号法第9条第1項 別表第一第10, 93の2項並びに予防接種法第5条, 6条第1, 3項等	事後	
令和3年1月29日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二第17, 18, 19項並びに予防接種法施行規則第10条等	番号法第19条第7項 別表第二第16の2, 16の3, 17, 18, 19, 115の2項並びに予防接種法施行規則第10条等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月7日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二第16の2, 16の3, 17, 18, 19, 115の2項並びに予防接種法施行規則第10条等	・番号法第19条第7項 別表第二第16の2, 16の3, 17, 18, 19並びに予防接種法施行規則第10条等 ・番号法第19条第7項 別表第二第115の2項	事後	修正漏れによるもの
令和3年7月26日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二第16の2, 16の3, 17, 18, 19並びに予防接種法施行規則第10条等 ・番号法第19条第7項 別表第二第115の2項	・番号法第19条第8項 別表第二第16の2, 16の3, 17, 18, 19並びに予防接種法施行規則第10条等 ・番号法第19条第8項 別表第二第115の2項	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴う号ずれを修正するもの
令和3年7月26日	I 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	①予防接種の実施対象者把握と個別通知 ②予防接種台帳(接種者の履歴)の管理 ③新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務	①予防接種の実施対象者把握と個別通知 ②予防接種台帳(接種者の履歴)の管理 ③新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対照者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年7月26日	I 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの概要	住民健康管理システム	住民健康管理システム ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年2月3日	I 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対照者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対照者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	
令和4年2月3日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における、ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における、ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	